

環境影響評価方法書に対する知事意見等

115 麻溝台・新磯野土地区画整理事業

【環境影響評価方法書に対する知事意見】

麻溝台・新磯野土地区画整理事業（以下「本件事業」という。）は、相模原市南部の麻溝台、新磯野及び相模原市に所在する面積約150ヘクタールの土地（以下「計画区域」という。）において、混在化した土地利用を解消し、有効な土地活用を図るため、区画整理をしようとするものである。

なお、本件事業は、都市計画法に基づき都市計画に定めようとする事業であるため、環境影響評価法及び神奈川県環境影響評価条例に基づく手続は、神奈川県が行っているが、事業の実施者は、相模原市である。

計画区域は、一部を除き市街化調整区域であり、その土地利用は、農地や道路、学校等の公共施設用地などとなっている。また、計画区域の東側及び南側には住宅地が、西側には公園等の緑地が広がっている。

本件事業は、大規模な土地区画整理事業であり、広範囲にわたる造成工事が想定されること、また、計画区域内に産業廃棄物処理施設が散在していることや、相模原市の調査結果によると多くの箇所ですりかえられたことが想定されること、計画区域及びその周辺に学校、病院、住宅等が立地していることなどから、工事の実施や供用による環境への影響が懸念される。

このような状況の中で、本件事業の環境影響評価方法書を審査したところ、その審査結果は以下のとおりである。

環境影響評価準備書の作成に当たっては、これらの内容を十分に踏まえ、適切な対応を図る必要がある。

1 環境影響評価の項目の選定について

(1) 大気質（浮遊粒子状物質）

計画区域直近の相模原市一般大気測定局において、浮遊粒子状物質の環境基準を達成していない状況にあることから、大気質（浮遊粒子状物質）を環境影響評価の項目として選定すること。

(2) 土壌・地下水の水質

ア 地歴及び現在の土地利用の状況を考慮すると、土壌汚染が懸念されることから、土壌を環境影響評価の項目として選定すること。

イ 土壌と地下水の水質は相互に密接な関連があり、土壌汚染に起因する地下水汚染も懸念されることから、地下水の水質を環境影響評価の項目として選定すること。

2 調査、予測及び評価の手法について

(1) 生態系

生態系の調査、予測及び評価に当たっては、注目種等を具体的に示した上で、その注目種等の行動範囲を考慮した適切な調査及び予測範囲を設定すること。

(2) 景観

視覚的な表現方法（フォトモンタージュ法等）により眺望景観の変化を予測するとしているが、景観の予測手法については、予測条件としての景観要素（植物、街なみ等）を具体的に示すこと。また、眺望景観だけでなく、地域住民の慣れ親しんだ景観についても予測すること。

3 雨水排水計画について

雨水排水は調整池を設置し河川に放流する計画としているが、本件事業は規模が大きく土地利用も大幅に変化することを考慮すると、地下水や河川など水環境へ影響を与える可能性があることから、水循環の変化に配慮した計画を策定すること。

付記

安全（交通）

安全（交通）の調査及び予測地点は、工事用車両の運行及び供用開始後の車両の通行が予想される交差点等としているが、計画区域内の幹線道路及び補助幹線道路並びに周辺の道路の整備計画を明らかにした上で、地点を選定すること。

【条例方法書審査意見書】

条例環境影響評価準備書の作成に当たっては、次の内容を十分に踏まえ、適切な対応を図る必要がある。

安全（交通）

安全（交通）の調査及び予測地点は、工事用車両の運行及び供用開始後の車両の通行が予想される交差点等としているが、計画区域内の幹線道路及び補助幹線道路並びに周辺の道路の整備計画を明らかにした上で、地点を選定すること。